

# イギリスの地方裁判所における

## Lord Cairns' Act の適用について

西 牧 駒 蔵

### 目 次

- 第一章 序 論
  - 第二章 Lord Upjohn の意見
  - 第三章 検 討
  - 第四章 結 論
- 注

### 第一章 序 論

Lord Cairns' Act に基づき、差止・特定履行に代る損害賠償裁定の裁量権を行使する原理ないしルールと、コモ  
ンロー上の損害賠償を付与する原理との間に、境界線を明確に引くことは、難問である。ケンブリッジ大のジョロウ  
イツ教授が、エクイティ上の訴訟原因を立証したか否かの基準を立てて、その境界を明確にした。<sup>(1)</sup> 同教授は Red-

説 Land Bricks Ltd. v. Morris 事件<sup>(2)</sup>にまつて Lord Cairns' Act の適用を無関係としりぞけた貴族院判決に批判的

立場を採つたのである。

この中で Lord Cairns' Act による差止・特定履行に代る損害賠償裁定の裁量権の行使の原理につき、ジョロウ  
イツ教授と同じ立場にありながらも、上述の Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件を、第一審の地方裁判所（具  
裁判所）の差止裁定権の特殊な側面を重視して貴族院判決に批判する説がある<sup>(3)</sup>。

そこで Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件が Lord Cairns' Act を無関係とこのべた貴族院判決の Lord  
Upjohn の意見を整理・吟味し、それを前提として Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件の判決を批判する上述の  
二説を理解し（第二章）、それぞれ二つの説を検討し（第三章）、本件判決の当否を見て結論を述べることにする（第  
四章）。以上が、本稿の内容である。

## 第二章 Lord Upjohn の意見（判決）

### 第1節 Lord Cairns' Act を無関係とすべき理由

Lord Upjohn が控訴裁判所の判決内容を否定し、Lord Cairns' Act が本件に適用しうるロモンロー上の諸原則  
としかなる関係もなかったと断定するに至った理由は何か。

ジョロウイツ教授は、この

- (i) 原告も被告も Lord Cairns' Act に依拠しようと求めなかったこと。
- (ii) 命令的差止の内容構成のルールで、被告が自分の為すべきことを正確に認識するように、形づくられなければ

ならないこと。

(iii) 原告請求の対象は損害防止の命令的差止 (quia timet mandatory injunction) であり、禁止的差止と異なり、「当然のこととして」発給されえず、原告に深刻な損害が将来発生し、かつもし損害が発生すれば、損害賠償では十分な救済にならない事件であるに違いないとの事実に基づき、強い蓋然性が立証される場合に、許与されうるのみである。これはエキイティーの一般原理の適用にすぎない。それは、Lord Cairns' Act に関係がない。以上が、ジョロウィッツ教授の、整理した Lord Upjohn の Lord Cairns' Act が無関係と述べた理由である。<sup>(4)</sup> ジョロウィッツ教授は、これら三つの理由を吟味する。

(i) 原告・被告双方が Lord Cairns' Act に依拠しなかつた点につき、当事者が Lord Cairns' Act の依拠を個別的に申立てようがそうでなかろうが、適切な事件では、裁判官が当該法下の裁量権を行使しうるとする判例が存すると批判する。<sup>(3)</sup>

(ii) 命令的差止の内容は、被告が自己の為すべきことを正確に認識するように作成されるべきことにつき、それ代る損害賠償の裁定への管轄権を認められるために、その(仮定的)命令的判決を明確な用語で作成することが要請されるのか。<sup>(5)</sup>

(iii) 損害防止の命令的差止であり、禁止的差止と異なり、深刻な損害が将来すること、損害賠償が十分な救済にならないことの強い蓋然性を立証する場合に許与される。これはエキイティー上の一般原理の適用である点につき、完ぺきな不法行為がすでに既遂の事件で、その不法行為が同一手続で裁定された別の救済の対象であったという理由だけで、命令的差止請求を損害防止と記述することは、その熟語から専門用語の価値を奪ってしまうと述べて、本件命

令的差止が損害防止でないと断定し、次に、もし損害賠償がその事情下で十分な救済であれば、エクイティー上の救済が裁定されないことはエクイティー上の基本原理だが、これが文字通りに Lord Cairns' Act 下のエクイティー上の損害賠償の裁定にも適用されるならば、本法下の損害賠償の裁定の管轄権は決して行使が容認されないことになると、批判した。<sup>(7)</sup>

ジョロウィッツ教授の目から見て、要するにこの(iii)の理由は、つまり、原告達が地方裁判所により裁定された命令的差止への資格がなかったことにつきる。それは法外な主張であるので、それは Lord Upjohn の真意でなかったと見なされなければならないとする。<sup>(8)</sup>

ジョロウィッツ教授は、以上の批判で述べた理由により、上記(i)(ii)(iii)の理由が、認められないとする。Morris 事件の判決は、無視できないが、その事件が充全のエクイティー上の救済の代りの損害賠償を裁定する裁判所の管轄権を取扱ったものと見なされるべきでないといわれている。<sup>(9)</sup>

## 第二節 ジョロウィッツ教授への補完的批判

ジョロウィッツ教授の上述の整理と批判の仕方に異議を述べざる説がある。それは、上記(ii)と(iii)の理由を Lord Upjohn が実在に考えていなかったというところにある。Lord Upjohn の判決文は三つに大別され、(1) 第一部は本件事案を述べ、上訴が命令的差止に関してのみであり、本件は、損害防止の命令的差止に適用される諸原理にかかわっていると指摘する部分だ。(2) 第二部は、Lord Cairns' Act を無関係として葬り去った。この短い節の中にこそ、求める理由が存するといわれる。<sup>(10)</sup> 第三部は、Lord Upjohn の判決意見の中心部であり、ここで、損害防止訴訟の意味につき見解をのべ、ついで、損害防止訴訟で命令的差止を許すべきか否かを決するにつき、適用されるべき諸

原理を考察した。ここでは、Lord Cairns' Act に関心があることはどこにも述べられていない。<sup>(11)</sup>

この判決の区分中、第三部から、ジョロウィッツ教授は、(ii)の理由と、(iii)の理由とを引きぬいている。<sup>(12)</sup>しかし、この第三部は、Lord Cairns' Act にまったくかかわりがないので、(ii)と(iii)との理由は、本来無役だ。<sup>(13)</sup>すると、残る(i)の理由中に、それを発見しうるか否かだ。

Lord Upjohn の判決意見中の第二部に相当する箇所は一節中の、たった五行である。<sup>(14)</sup>ここより推測の余地のあることは、裁判所が Lord Cairns' Act 下の管轄権を行使しうる場合はただ、少なくとも一方当事者からその行使を要請された場合であるということだ。しかし、ジョロウィッツ教授は、その裁判所がその行使を要請されたか否かにかかわらず、その行使が許されて本法下の裁量権を事実上与えられていると批判した。すると、(i)の理由中に、Lord Cairns' Act の適用が無関係であるとしりぞける理由が見い出されえないことになる。しかし、ペチット教授（プリートル大）は、ジョロウィッツ教授の列挙した(i)(ii)(iii)の理由のなかで、(i)の理由こそ、Lord Upjohn の依拠した理由だと整理した。

このジョロウィッツ教授の立場に立つと、Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件の正しい処理手続は、まず請求された命令的差止を許すべきか否かを決し、これを消極的に決定して後に、Lord Cairns' Act 下の差止に代る損害賠償を裁定すべきかを考察すべきであった。<sup>(15)</sup>

こういっわけで、本件は、Lord Cairns' Act とは無関係でなかったのである。<sup>(16)</sup>

### 第三節 地方裁判所の損害賠償の制限的管轄権

Lord Upjohn は、原告・被告双方弁護士が Lord Cairns' Act に依拠しなかったのは、言外に示唆された理由と

説

論

して、本件当時、地方裁判所が五〇〇ポンドを超えて損害賠償を裁定する権限をもたなかったこと<sup>(17)</sup>、及び、Lord Cairns' Acts 下で差止の代りに裁定されると損害賠償額が五〇〇ポンドを超過したであろうことをのべている。つまり原告に五〇〇ポンドの損害賠償では充分な補償を与えないので、原告により訴求されず。そこで、原告に不公平になるので、裁判所から裁定されないであろうことが明白なので、疑問があるが被告が訴求しなかった（ただし傍論<sup>(18)</sup>）。

この Lord Upjohn の見方が、Hooper v. Rogers の控訴審判決から支持をうけたと示唆されている。Hooper 事件というのは、本件に似て、損害賠償が損害防止の命令差止に代わり裁定されて金額が、原告が訴えた地方裁判所の制限管轄権内の七五〇ポンドどまりであった。Hooper 事件は不法行為に基づく七五〇ポンド以上でない損害賠償であった。地方裁判所は七五〇ポンド以上でなければ管轄権をもっていたのだ。その請求された損害（七五〇ポンド）を超える損害賠償を裁定する管轄権を地方裁判所がもたないと仮定されているかの印象をつねに与えられる。地方裁判所は、実体法上の管轄権内の金銭その他の救済への請求権に規則上ただ補助的に差止許与の管轄権をもつ（as ancillary to a claim for a money……）<sup>(19)</sup>。そして、同様に地方裁判所にも Lord Cairns' Act を適用する管轄権を関連条文が付与しているように思われる。もし地方裁判所が差止に代わるにエクイティー上の損害賠償を裁定すれば、コモンスター上の損害賠償の制定法上の制限が、上述のエクイティー上の損害賠償をカバーすることは論じられたことがなく、Hooper 事件でそうするように仮定されている<sup>(20)</sup>。

同一違法行為から一つ以上の訴訟原因が発生し、原告が同一訴訟にそれらを併合することが許され、そうした場合には、<sup>(21)</sup> 上述の制定法の制限が全体としてその手続に適用されるのか、それとも、個別の訴訟原因毎に適用されるかの争

点<sup>(25)</sup>につき、判例が存するように見えない。County Court Act 一九五九の三九条の当然と思える解釈は、全請求合計額が制定法の制限に服しなければならぬようだ。実務家や裁判所は、その仮定の上に判断している。<sup>(26)</sup>

#### 第四節 地方裁判所の損害防止の差止

County Court Act 1959 の七四条の地方裁判所の救済許与の管轄権は、損害賠償請求権に補助的であれば行使されると一貫して判示されてきた。<sup>(27)</sup> その差止は損害賠償が十分な救済でないから訴求される。しかし、原告の権利に侵害 infringement がまだ発生しておらず、かつ、訴訟原因が全く存しない場合、適切な事件において、単に切迫しているか、予想される権利侵害に基づき、高等裁判所において差止を入手しうる。これが損害防止差止とよばれるものである。もし、地方裁判所において唯一の請求が損害防止差止であれば、実在する（損害賠償）請求権が全くないから、差止許与の管轄権が、全くないと述べられている。この論点が、Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件でも、Hooper v. Rogers 事件でも看過されてきたように見える。両事件とも、原告が損害防止の命令的差止を求めていると判決されたからだ。<sup>(28)</sup> Hooper v. Rogers 事件では、実は Lord Cairns' Act 下の差止に代る損害賠償が全く裁定しえなかったということになる。七五〇ポンドの損害賠償が違法に裁定されたこととなる。<sup>(29)</sup>

#### 第五節 ペチット説

ペチットによれば、もし、Lord Upjohn の立場にたつと、地方裁判所が Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件の、損害防止の差止許与の管轄権を持たなかったことになる。

そうでなくて、ジョロウィッツ教授の立場にたち、本件の差止が損害防止でなく普通の差止であると、地方裁判所には差止許与管轄権があったことになる。もしその管轄権があれば、当事者の依拠にかかわらず、Lord Cairns' Act

説を適用する管轄権を持っていたのであり、それ故に、Lord Cairns' Act を無関係として棄却することがあやまりだつたといふことになる。

## 論

## 第三章 検 討

## 第一節 両説の比較

Lord Upjohn の説は結論として、損害防止の命令的差止裁定を有効と認めずに、その差止への資格を否定しコモロンロー上の損害賠償とエクイティー上の救済にゆだねた。これを、ジョロウィッツ教授が一回きりで事件を解決するため Lord Cairns' Act の利用ができなかつたと見るが、必ずしも Lord Upjohn はそう予想せずに、コモロンロー上と、エクイティー上の両方の救済を保証しているので、いわゆる訴訟のくり返し succession の事態は回避されたといえる。そしてジョロウィッツの目から、Lord Upjohn が目指したものは、地面の沈下の蓋然性、及びその程度につき疑わしかつたので、原告に将来の出来事待ちうけるよう要請する効果の実現であつた。<sup>(30)</sup> この目的意識は、控訴審で少数意見をのべた Sellers, L.J. と同旨といつてよいであらう。<sup>(31)</sup>

ジョロウィッツ<sup>(32)</sup>ペチット説では、地面の沈下(地すべり)の蓋然性及びその程度につき疑わしいので、命令的差止の裁定が許されず、さらに、もし Lord Cairns' Act 下の差止に代る損害賠償の裁定も拒否されて、さらに将来損害が発生し新しい訴訟原因が発生すれば、新しい手続を提起する権利をみとめるのが適切だということになりそうだ。結果として、両説とも、コモロンロー上の損害賠償にゆだねられるとするならば、その点では変わりはないといえる。

第二節 ジョロウィッツ<sup>(32)</sup>ペチット説の裁量

ところが、果たして、ジョロウィッツ<sup>(31)</sup>ペチット説にたゞ、Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件の命令的差止を損害防止でなくて普通の命令的差止と解すると、本件の事情の下でその差止が裁定されるかの問題を、念のため検討することが必要である。上述の如く、ジョロウィッツ<sup>(31)</sup>ペチット説が、これを否定し、<sup>(32)</sup> Lord Cairns' Act 下の損害賠償をも否定するようであることが一応確認されているとしてもである。

Lord Upjohn が Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件の判決で、損害防止の命令差止の許与の裁量基準たるルールとして、次のように述べている。<sup>(33)</sup>

- (1) 損害防止の命令的差止はただ、原告が深刻な損害を将来自分にこうむるとの事実に基づき、大変強い蓋然性を証明する場合には限られ、慎重にしかし、適した事件でためらうことなく行使されるべき管轄権である。
- (2) もし、将来そういう損害が発生すれば、損害賠償では、十分な救済にならないであろう。これは、エクイティ<sup>(34)</sup>上の基本原理の適用にすぎない。故に、それは、Lord Cairns' Act と関係が全くない。
- (3) 違法行為の継続や再発の防止に禁止的差止が許与される場合とことなり、将来の予想される違法行為の蓋然性 (likelihood) を皆無にするか、減少させる作業に関して被告の負担になる経費の問題が、どうしても考慮にいれるべき要素である。

(a) 被告が隣人の権利を無視して活動する、原告の不意を襲おうとする、裁判所の管轄権をうまく逃れようとする、つまり要約すれば、被告が隣人との関連で理不尽に、かつ、全く不合理に活動してきた場合には、被告に自分の理不尽かつ不合理な活動の回復が命ぜられて、たとえ回復経費が原告のうけた不利益と全然均衡を失ずるとしても、原状回復の積極作業の遂行が命ぜられる。<sup>(34)</sup>

## 論

(b) しかし、被告が合理的に活動してきたが、結果的に原告の権利を侵害する場合、被告のより早い活動を積極的活動によって矯正するための経費が、二つの理由により非常に重要だ。第一は、コモンロー上の違法行為がまだ発生しておらず（被告がコモンロー上もエクイティー上もその補償をうけていない）、そして、悲観的な専門家の意見にかかわらず、コモンロー上の違法行為が決して発生していない（occurred）し、ことによると、予想されたよりもずっと小規模でのみ発生する可能性がある。第二に、たとえ大損害が発生するような結果になっても、原告がコモンロー上の訴訟、及びエクイティー上の間接的救済を持っているので、いかなる点でも損害をこうむらない。

そこで、一つの命令的差止の下で、被告が消費する経費と、原告に予想される可能な損害とを、上述の考慮すべき事柄を加味して、比較評価するべきだ。もし、その結果ただの潜在的違法行為であるにすぎない者に、差止経費を負担させることが不合理だと思われるようであれば、裁判所はそれに応じて管轄権を行使すべきだ。勿論のことだが、裁判所は証拠に基づき違法行為を修復できる作業を命ずる必要がなくて、原告土地への今後の権利侵害の見込みを減少させるにすぎないと専門家が述べる特定作業の遂行だけを被告に課すことも適当と考えることができる。<sup>(35)</sup>

(4) もし裁判所の行使において、裁判所が命令差止許与に適した事件だと決すれば、裁判所は、被告が自分のなすべきことを現実に正確に認識するかに注意して、判断すべきだ。しかも、その意味は、法律問題でなく事実問題であり、その結果、判決の内容の実行において被告が請負人に適切な指図をなしうるか否かである。

以上の Lord Upjohn の述べたルールのうち、ルール(1)、は損害防止でない命令差止には適用がない。ルール(2)、のみが、命令的差止が、すべての差止、及び、すべてのエクイティー上の救済に適用しうる原則に従う、という。ルール(3)の(a)、は専門語として損害防止差止に適用がなく、明示的に命令的差止を禁止的差止と同一に考えている。(ロ

ローン<sup>(36)</sup>。

ローンによると、逆に損害防止でない命令的差止を裁定する基準を、このルール(1)、ルール(3)の(b)、を除くもの、つまり、ルール(2)、ルール(3)の(a)、ルール(4)とした。その上で、ローンは命令的差止を、二つに分け(A) 除去的内容の命令的差止(すでに完成されたものを除去し、とりこわす内容の命令)と、(B) 予防的内容の命令的差止(予防手段をとることを命ずる)とし、(A) グループの命令的差止は、ほぼ禁止的差止に適用されるルールに従う。もし原告の権利を無視しようとする意図がなく、不注意に被告が活動すれば、差止に代る損害賠償の裁定が許されるところの修正がつく。(B) グループの場合、原告に発生が予想される権利侵害行為の性格が、故意、それとも悪意がないかに応じて、右と同一の制限に服し、しかし、その権利侵害が単に懸念されるだけの場合は裁判所は常に差止発給を控え、さらに予防手段の実行の経費に関心を払い、かつ、差止の内容に関する原告の注文を必ずしも受けいれなくてもよい、という(ローン)<sup>(37)</sup>。

本件 Redland Bricks Ltd. v. Morris では、上の区分中のグループ(B)、の命令的差止に関するものが問題となっており、これを前提にして、上述の裁定基準にあてはめていく。

まず、ルール(2)、の損害賠償では十分な救済にならないという基準である。原告が被告会社の支持撤去により地すべりをこうむった。今後もし発生しそうで、約一エーカー(金銭に換算して二、〇〇〇ポンド以下)<sup>(38)</sup>が影響をうけそうであった。しかし、地すべりの強い蓋然性とその発生規模とは確定的である(Lord Upjohn)<sup>(39)</sup>。(地すべりは審理後二年半の間起こっていないが)<sup>(40)</sup>しかも今後新たな損害発生やその規模がどれ程か容易に予想できず、損害賠償が十分な補償にならないと思われる。ルール(2)、の基準で差止は認められる。<sup>(41)</sup>

ルール(3)の(a)、は命令的差止内容の積極的作業実施経費が、損害をこうむるであろう地価二、〇〇〇ポンド以下と比較し高額すぎる基準である。土地は特殊な生活必需品であるが、……土地の現実の価値二、〇〇〇ポンド以下の損失が違法行為者の不利に三五、〇〇〇ポンドほども損害賠償となって発生するということは容認されないであろう。<sup>(42)</sup>

これは、命令的差止裁定に際し、特に考慮すべき事項であり、便宜の均衡 (balance of convenience)、困苦の均衡

(balance of hardship) とよばれる。内容は、両当事者の便宜(利害)を比較衡量し、差止命令を付与されないこと

によって原告が受ける損害・不便宜(二、〇〇〇ポンド)よりも、差止命令を付与されることによって被告のうけ

る不利益・困苦の方が著しく大きい場合には、差止命令を付与しない。<sup>(43)</sup>そして完全に命令的差止の目的を達すること

は、たとえ三五、〇〇〇ポンド出費しても可能でなかったかもしれぬ。<sup>(44)</sup>これは後述のごとく、差止の内容が不明確な

ことにも起因するのだ。ルール(3)の(a)で述べたような、被告側の理不尽かつ不合理な活動もなく、合理的に活動してきており、むしろルール(3)の(b)の場合ともいえるのであり、高額経費負担が重視されて、結局、損害防止でない命令的差止裁定が、この基準(3)の(a)、で否定される。<sup>(45)</sup>

ルール(4)は、命令的差止の内容が宛てられた被告が、なにをなすべきかが正確に認識できるように、そういう明確な用語を使い、差止が許与されるべきであるという。本件の命令的差止の内容は、土地の支持を復旧するために被告会社に無制限の義務を課したのである。これだけでは、その内容の積極的作業を実施するにつき請負人に適切な指示ができない。裁判所としても作業の内容を確定する基準がないから、差止の内容の執行の完了の確認ができないこともなる。さらに、上述したように、高額の実施経費がかかる。これらの理由から、差止の内容は法的にも事実上も被告が明確に認識できるものでなければならず、よって、本件の命令的差止の内容は、差止としてふさわしくないこ

とになる。そこでルール(4)、に反する<sup>(46)</sup>。

ルール(2)、を除き、ルール(3)の(a)、ルール(4)にあてはめると、本件の命令的差止は、ルール(2)以外、すべて(3)の(a)、(4)、に適合せず、裁定は拒否されるべきであるとの結論がひき出されてくる。

Lord Upjohn がその場合、合理的な費用の範囲内(二、〇〇〇〜三、〇〇〇ポンド)で、今後の権利侵害の見込みを減少させるに過ぎないと専門家の意見がのべた特定作業の遂行義務を被告に課すことを適当と考えていた<sup>(47)</sup>。しかし、Lord Upjohn は、その企画を残念した。理由はこの争点が専門家証言として審理される必要があること、審理後二年の間地すべりが発生しなかったこと、再度の調査に莫大な費用がかかること、さらに、もし地すべりが発生すれば、コモンロー上とエクイティー上のすべての救済が利用でき、地方裁判所以外の適切な法廷に提訴されるから<sup>(48)</sup>。

### 第三節 Lord Cairns' Act の適用

ジョロウィッツ||ペット説の立場で、命令的差止が裁定されないとすると、次に Lord Cairns' Act 下の損害賠償の裁定が認められるか、の問題が登場する。

差止に代る損害賠償とは、差歩命令の不発令により将来不法行為による侵害が惹起されることの代償である。将来の損害賠償である。そしてニューサンスによる不動産に関する侵害から生ずる損害の算定基準として、コモンロー上は、原状回復(修補・取替えの費用)か、差額(市場価値の減少)かのいずれか一つを選択する。この選択の判断は当該不動産に関する原告の意思、および、その意思の合理性如何によって決定される<sup>(49)</sup>。具体的な数字をあげると、修補代三五、〇〇〇ポンド、取替え一二、〇〇〇ポンド(一、五〇〇ポンド×八エーカー)、差額(市場価値の減少)は不明としても、一エーカー分のみの損失と見積って一、五〇〇ポンド、となる。しかし、当時の地方裁判所の管轄

説 権では七五〇ポンドが最高であり、しかも過去の損害に、三二五ポンドを既に裁定しているので、差止に代る損害賠償としてあと、四二五ポンドしか枠がないことになる。七五〇ポンドの制限が、過去の損害と、差止に代る損害との合計額にかかっていることは、判例がないが、それが前提とされている。<sup>(50)</sup>この額の裁定では原告に不利であることは、明らかである。

## 論

その上、地すべりが審理以来二年半の間、停止しているが、地すべりの蓋然性が確定的に認定されている。<sup>(51)</sup>

貴族院として、地方裁判所管轄権の損害賠償金額の制限を考えると、安易に一歩前進することができなかったものと察せられる。しかし、当事者が Lord Cairns' Act に依拠しようがそうでなかろうが、裁判官は必要だと判断すれば、Lord Cairns' Act 下の損害賠償の裁定ができることは前述した。<sup>(52)</sup>この立場にたてば、七五〇ポンドの Lord Cairns' Act 下の、命令的差止に代る損害賠償の裁定が、あるいは可能だったのではあるまいか、との考えをもって、このことを筆者(西牧)は表明せざるをえない。これは、あきらかに、原告の立場を充分救済できるものではない。Lord Upjohn が自分の判決の末尾に、「被上告人は不当に不利益にならぬ。というのは、もし再度地すべりが発生すれば、コモンロー上とエクイティー上とのあらゆる救済が彼らに開かれており、そこで、彼等は地方裁判所よりも適切な法廷に、提訴するであろう。」と述べている。<sup>(53)</sup>真意を憶測すれば、原告(被上告人)を充分に救済することこそ、これらの表現の真意ではなかったか。Lord Upjohn の判決の効果が、原告が将来を待つことにある、と評したのは、ジョロウィッツであるが、<sup>(54)</sup>上述した別の側面もあったのではないかと思われる。

もし、この憶測があたっておれば、Lord Upjohn が、上告審の対象である命令的差止をあえて損害防止的と性格づけて、その許与を求める資格なしとの理由の下に将来の救済をコモンロー上と、エクイティー上との両方の手段に

ゆだねたことも、原告を厚く保護する側面からいって納得させられるのである。

#### 第四章 結 論

Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件<sup>24</sup>、シロウィッツ教授、ベチット教授から、Lord Cairns' Act 下の損害賠償裁定権を行使していないとか、損害防止的差止の助力的性格を指摘され、一見その結論の当否が問題になりそうになった。にもかかわらず、本事件判決の目的を眺めると、地方裁判所の管轄権の制約に起因する不都合を考慮にいられて、原告に十分な保護をはかっていることは、高く評価すべきであろう。一見疑問と思われる論理構成にも上記の目的を実現せんとする種々なる工夫がどこかされている。こういう工夫をしなければならぬところに、筆者は、法制度の不完全さあるいは考えたが、伝統を守る国柄の故であろうか、使用に耐えないものでも、工夫して使う姿勢は評価したいと思う。ただ、地方裁判所で、差止が許与されうるのにもかかわらず、それに代る損害賠償の金額に制約をつけるのは、つじつまが合わないような気がする。(ただし、この点は最近改正された。注17参照)

ともあれ、Lord Cairns' Act 下の損害賠償の裁定は、今後ますます活用適用されていくようである。利害対立の調和、争いの妥協的解決の方法として便宜なものであるが、その裁量基準をますます明確に定めていく必要がある。

しかし、この裁定の限界を充分に、心得ておく必要がある、コモンロー上の救済にゆだねる必要があれば、それも認容すべきであろう。

(1) 拙稿 論文紹介 シロウィッツ著「エクイティー上の損害賠償——Lord Cairns' Act 研究」大阪経済法科大学法学論集第12号参照。

- (2) Redland Bricks Ltd. v. Morris [1970] A.C. at p. 665; [1969] 2 All E.R. at p. 579.
- (3) P.H. Pettit, Lord Cairns' Act in the County Court: A Supplementary note, 36 Cambridge Law Journal 2, pp. 369, 370 (1977).
- (4) P.H. Pettit, op. cit., pp. 369, 370. Jolowicz, Damages in Equity—A Study of Lord Cairns' Act, 34 Cambridge Law Journal 2, pp. 243, 244.
- (5) Betts v. Neilson (1868) L.R. 3 Ch. App. 429, 441; Catton v. Wyard (1863) 32 Beav. 265; Lady Stanley of Alderley v. Earl of Shrewsbury (1875) L.R. 19 Eq. 616. 「Jの裁量権は、原告側の完全のホマン・ナービー上の救済と被告側の「なんん」の救済の両方の利益との間の「損害賠償の裁定」の「妥協」による解決のための裁量権であることが多く。」 Jolowicz, op. cit., p. 243.
- (6) Jolowicz, op. cit., p. 244.
- (7) Jolowicz, op. cit., p. 244(b).
- (8) Jolowicz, op. cit., p. 245.
- (9) Jolowicz, op. cit., p. 245.
- (10) P. H. Pettit, op. cit., p. 370.
- (11) Lord Upjohn の判決の第一段落 [1970] A.C. 652, 663-664 G, 第二段落 [1970] A.C. 652, 664H-665 A, 第三段落 [1970] A.C. 652, 665B-667 G.
- (12) P.H. Pettit, op. cit., p. 370.
- (13) P.H. Pettit, op. cit., p. 370.
- (14) [1970] A.C. p. 665 の一行目への行目。「裁判官の面前で、原告・被告双方の弁護士が、控訴裁判所の審理では Lord Cairns' Act と Shelfer's case に一度も依拠しなかったことがなかったと、上告審で述べた。現に損害賠償に関する制限された管轄権を「地方裁判所で開始された訴訟において、それはそうであることが明らかだ。そして、彼等は裁判官の面前で Lord Cairns' Act と Shelfer's case に依拠しなかったのだ。」 P.H. Pettit, op. cit., p. 371.
- (15) 「Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件の事案に基けば、Lord Cairns' Act 下の損害賠償の裁定を拒否し、もし原告に更に損害が発生し、新しい訴訟原因が発生すれば新しい手続を提起する権利を認めるのが適切な解決手順であるのはもつとまた。現実には、差止め損害賠償も裁定されず、それ故におそらく好都合であった。」 P.H. Pettit, op. cit., p. 371. 本件が「ロンドン

上上の救済に原告をゆだねたことを、シヨロウィッツ教授は一応是認し「それ以上の沈下が原告に、モモンロー上の新しい訴訟原因を与えらるゝことが真実なし、他方、それ以上の蓋然性、もし發生すればその程度はやや疑わしかったことも事実だ。本件事案は、もし原告に將來の出来事待たせようとする仕向ける判決は、好都合な判決だ。これが、Lord Upjohn が Lord Cairns' Act を無関係に用いた宣言と認められた言外の結論だ。」と述べた後で、「そのただ一つの可能な解釈は、その事件を一回きりで解決したためと Lord Cairns' Act 上の損害賠償が、いかなるものでもない。……」と不満をあらわす。Jolowicz, op. cit., p.243. かつ、Lord Upjohn の意見を公平に評価すれば、モモンロー上の訴訟の successions) ではなく、モモンロー上の損害賠償訴訟のモモンロー上の救済と異なる原告は賠償されるべき。[1970] A.C. 652, 668.

- (16) P.H. Pettit, op. cit., p. 371.
- (17) Redland Bricks Ltd. v. Morris の附帯(一九六九年)は、County Court Act 1959 の83条の制限は五〇〇ポンド、Administration of Justice Act 1969 の44条の五〇ポンドに増加し、S.I. 1974, No. 1273 により一〇〇〇ポンドに増し、S.I. 1977, No. 600 により一〇〇〇ポンドに増加した。S.I. 1981, No. 1123 により一〇〇〇ポンドに増加した。
- (18) P.H. Pettit, op. cit., p.372.
- (19) Hooper v. Rogers [1975] 1Ch. 43, [1974] 3All, E.R. 417, C.A.
- (20) P.H. Pettit, op. cit., p.372.
- (21) County Court Act, 1959 の74条參照 (Halsbury's Statute of Law, Vol. 7, p. 349, 327). R v. Cheshire County Court Judge and United Society of Boilermakers, ex parte Malone [1921] 2 K.B. 694, 90 LJKB 772. 一九一七年の改正は、差止めを認めない(Administration of Justice Act 1971, S.14)。
- (22) P.H. Pettit, op. cit., p. 372. County Court Act, 1959 の74条參照。
- (23) Hooper v. Roger 事件は Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件も、地方裁判所が直接に裁定しうるよりも多額の損害賠償を間接的に裁定する管轄権を全く持たない(差上に代替したり、権利宣言の方法による)と事実上仮定されているようだ。P.H. Pettit, op. cit., pp. 372, 373. 上の仮定は Smith v. Smith [1925] 2 K.B. 144, D.C. で支持された。「制定法上の制限を超えた金銭を被告が支払うことを含むような宣言をする権限は地方裁判所にならぬ。」
- (24) C.C.P. Ord., 4.
- (25) P.H. Pettit, op. cit., p. 373. 例えば、車の割賦販売契約で買主に未払金があり売主に契約を満了させる権限を与えるほどの契約違反があり、持ち主が権利を行使し車の占有を取り戻し、地方裁判所に未払債務を訴求し、もしそれを回復し、それ以

上に再売却で損失をこうむれば、買主の契約違反にもとづく別の訴を、○○○ポンドまで提起できた。別々の訴訟を併合した場合も同じ結果になるのか。

## 論

- (26) Hooper v. Rogers 事件で、控訴審判決はニューサンスの損害賠償、及び、損害防止の命令的差止に代る損害賠償として、不十分ながら、七五〇ポンドの裁定を肯認した。Russell L. J. の指導判決は、過去の損害賠償に四〇〇ポンド、それにプラス、差止に代る損害賠償七五〇ポンドを確保したものとされる。現に All England Reports の頭注には、差止に代る損害賠償が七五〇ポンド裁定されたところ、この Reports と Law Reports とは、控訴審が現にした判決は控訴棄却であることに一致している。地方裁判所判決の Law Reports のより完全な叙述がまじがいがなく、つまり、七五〇ポンドを超えない損害賠償を請求した原告で、全部を in toto 七五〇ポンドが裁定された。P.H. Pettit, op. cit., p. 374. 注 22。
- (27) De Vries v. Smallbridge. [1928] 1 K.B. 482; [1927] All E.R. Rep. 613, C.A. Halsbury's Statute of Law, Vol. 7, p. 327.
- (28) Redland Bricks Ltd. v. Morris 事件で被告が原告の土地から支持を引き、その結果、原告土地がスリップし始め、原告に損害が生じた。不法行為が発生した。すでに生じた損害への賠償のみならず、同一手続で、更に請求したことは、過去の被告の行為が将来をむけてスリップを惹起して、損害が発生する結果になるかもしれないということだった。ここには現在の訴訟原因、それとモモンロー上の請求権も現在成立してゐない。高等裁判所においてなら損害防止の命令差止の管轄権が認められるので、地方裁判所においては、その管轄権が全く存しない。Hooper v. Morris 事件にさうも同様だ。[1970] A.C. 663.
- (29) P.H. Pettit, op. cit., p. 375. なお、損害防止の差止とは、不法行為がまた既遂に達してはならず、権利侵害が切迫してゐるか、予想される場合に、その侵害を予防するための差止とある (Kerr on Injunctions, 6th ed., pp. 139, 140, 165, 327, 657.)。
- (30) Jolowicz, op. cit., p. 243.
- (31) Lord Sellers 曰く、「適切な解決法とは、命令差止に代替して、当事者に将来を待つようさせることであり、同僚のように、将来を待つことを懸念の心を持ってみなく、そのためにトラブルが発生すれば、別の訴訟が提起され、損害賠償が与えられ、将来が再調査される。」[1967] 3 All E.R. 1, 14.
- (32) Jolowicz, op. cit., p. 251. P.H. Pettit, op. cit., p. 371.
- (33) [1970] A.C. pp. 665, 666.
- (34) Woodhouse v. Newry Navigation Co. [1898] 1 I.R. 161.
- (35) Kennard v. Covy Bros. & Co. Ltd. [1922] 1 Ch. 265, 274 per Savgant J. 後で Court of Appeal [1922] 2 Ch. 1 にも認められた。

- (36) F.H. Lawson, Remedies of English Law, 2ed., pp. 201, 202.  
 (37) F.H. Lawson, op. cit., p. 202.  
 (38) R.A. Buckley, The Law of Nuisance, p. 128 (1981). 一五〇〇号以下 (Spry, Equitable Remedies, p. 490 2nd ed. 1980).  
 (39) [1970] A.C. 667.  
 (40) [1970] A.C. 668.  
 (41) 控訴審の少数意見を引いた Sellers, L.J. は、損害が少額金銭で充分補償されると引いた。[1967] 3 All E.R. p. 13. C.A.  
 (42) [1967] 3 All E.R. p. 12G.  
 (43) Spry, op. cit., p. 490.  
 (44) [1970] A.C. p. 667 G per Lord Upjohn. Spry, op. cit., p. 491. R.A. Buckley, op. cit., p. 128.  
 (45) [1970] A.C. 652, at p. 667D per Lord Upjohn.  
 (46) R.A. Buckley は、ルール(4)に反する理由を貴族院判決が命令的差止を拒否した最大の理由と見た。Buckley, op. cit., p. 128.  
 (47) [1970] A.C. p. 667, p. 666 F.  
 (48) [1970] A.C. p. 668.  
 (49) 「イギリス差止判例の最近の動向・一九七〇—一九八〇」損害賠償研究会、比較法雑誌一七卷三号、七〇頁 注七(一九八三年)。  
 (50) P.H. Pettit, op. cit., p. 373. 注2。Hooper v. Rogers [1975] Ch. 43, [1974] 3 All E.R. 417 C.A.  
 (51) 控訴審では、地すべりの将来の可能性を否定する少数意見があるが、貴族院判決は Lord Upjohn が、損害防止的差止の裁定要件としての深刻な損害が将来発生する蓋然性を認めている [1970] A.C. 665. 損害防止でない通常の差止には、損害発生の蓋然性の要件は抜けておける。ただし、不法行為が既遂だからだ。しかし本件の特殊な事情では、この要件を、裁定理由を補強する材料として引かれてよる。
- (52) 注(5)参照。  
 (53) [1970] A.C. 668B.

